

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

4月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔びん・かん ペットボトル〕	2分別 陶磁器類 ガラス・ 電化製品	3分別 金属アルミ類	蛍光管・電球 電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙ハック衣類 雑誌雑がみ ダンボール〕
1月	飯・東							
2火	野・南							
3水		飯・東・南					野・南	
4木	飯・東	野						
5金	野・南							
6土				東				
7日								
8月	飯・東							
9火	野・南							
10水		飯・東・南					飯・東	
11木	飯・東	野						

12金	野・南							
13土				飯				
14日								
15月	飯・東							
16火	野・南							
17水		飯・東・南					野・南	
18木	飯・東	野						
19金	野・南							
20土				野				
21日								
22月	飯・東							
23火	野・南							
24水						飯・東・南		飯・東
25木	飯・東	野						
26金	野・南							
27土				南				
28日								
29月	飯・東							
30火	野・南							

- ・別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

九重町隣保館

九重町隣保館は、「地域社会全体の中で人権啓発や福祉の向上の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、部落差別をはじめとするあらゆる人権課題の解決や生活上の各種相談などの事業を総合的に行う」ことを目的に1986年に設置されました。九重町隣保館では、相談事業や人権学習会・啓発の他、文化教室、デイサービスなど、どなたでも気軽に利用できる事業を行っています。

九重町隣保館
TEL:0973-76-2468
FAX:0973-76-2446



～本人通知制度に登録しましょう～
事前に登録することで、第三者があなたの住民票等の交付を受けたとき、お知らせします。多くの方が登録することで、戸籍などの不正取得の抑止につながります。

身元調査 しないさせない 九重町

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

登録は一生に1回、予防注射は年に1回行うことが義務となっています。狂犬病予防注射の日程等は犬の登録をされている方に通知します。登録手続きは保健福祉センターまたは狂犬病予防注射の会場でも行えます。

1. 犬の登録⇒犬の一生に1回

犬を飼う場合、狂犬病予防法により登録することが義務付けられています。新しく飼い始めた犬が登録していない場合は飼い始めた日（生後90日以内の場合は90日を経過した日）から30日以内に登録が必要です。転入・死亡についても届出が必要です。

登録手数料 3,000円 | 登録場所 保健福祉センター

2. 狂犬病予防注射⇒毎年必要

犬の所有者には、その犬に、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせることが狂犬病予防法に義務付けられています。この注射は、集合接種と個別接種があります。（※登録されている方にはご案内をいたします。送付された問診票にご記入の上、当日お持ちください。）

■集合接種→毎年5月6日に狂犬病予防注射集合接種を行います。広報このえやこのえケーブルテレビのデータ放送にて、最新の日程をご確認ください。※気象状況等で変更することがありますのでご注意ください。

狂犬病予防注射料 2,700円

狂犬病予防注射済票交付手数料 550円 | 合計 3,250円

■個別接種→かかりつけの動物病院等で受けることができます。なお、注射後獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」をお持ちのうえ、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射済票交付手数料 550円 | 交付場所 保健福祉センター

飼い主として次のことを守ってください。

- 動物は終生愛情をもって正しく飼いましょう！
- 放し飼いほしない ●ふんの後始末をする
 - しつけをする ●繁殖制限の励行

問い合わせ先

保健福祉センター
TEL 0973-76-3838

